

議案第 21 号

橋本市生活安全条例の一部を改正する条例について

橋本市生活安全条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

平成 26 年 9 月 1 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市生活安全条例の一部を改正する条例

橋本市生活安全条例(平成 18 年橋本市条例第 34 号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(委任) 第 8 条 略</p>	<p>(生活安全推進協議会) 第 8 条 市に、橋本市生活安全推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。 2 協議会は、犯罪、事故等の現状把握に努めるとともに、生活安全対策に関する事項について協議し、市長に意見を述べることができる。 3 前 2 項に定めるもののほか、協議会に必要な事項は、規則で定める。 (委任) 第 9 条 略</p>

附 則

この条例は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。